ノ派遣ス。

一、二月十三日以降ハ一割但下ノ掛厘ヲ従来ノ分ニ増二ケ月五厘据置一分五厘トナレリ。

（四）池上電気株式会社自動車部（二二一二二）

所在地、府下大崎町下大崎二二二

労働者、三三名（男一六名）

争議者、全員

争議原因、

従業員ハ勤務時間延長ニ対シ以テ相当不平ヲ抱キ居タルガ二十ノ嘆願書ヲ作成シテ二月二日ニ之ヲ会社ニ提出シタルニ

結果

会社ハ十一日ヨリ中止車庫ヲ閉メ無為閉鎖ト従業

員代表十四名ニ会見シ左記条件ニテ円満解決ス。

一、収入歩合制度ノ確定

従業員全収入ノ一割ヲ手当トス（一月給ト合算）。

二、運転手ヲ増員（乗リ増シ）シ勤務時間ヲ緩和スルコト。

三、車庫ノ改善ハ近ク会社側ニテ自発的ニ改善スルコト。

（五）嘉重友鉄工場（一二八―二七）

所在地、府下南葛飾郡本田町大字立石

労働者、三四名

争議者、全員

要求條件 賃金其他待遇改善要求。

争議原因